

さつま町イメージキャラクター，ロゴマーク，キャッチフレーズ使用要領

（趣旨）

第1条 この告示は，さつま町のイメージキャラクター，ロゴマーク，キャッチフレーズ（以下「キャラクター等」という。）を使用することにより，さつま町のイメージを確立するとともに，地域，観光資源等を広く宣伝普及し，地域振興と交流促進を図るため，キャラクター等を使用する場合の取り扱いに関し，必要な事項を定める。

（キャラクター等の使用）

第2条 何人もキャラクター等を使用することができる。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りではない。

- （1）法令及び公序良俗に反し，又は，その恐れがある場合
 - （2）町のイメージを傷つけ，または正しい理解の妨げになると認められる場合
 - （3）キャラクター等を第7条に定める事項に従って使用しないと認められる場合
 - （4）町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
 - （5）特定の政治及び思想，宗教の活動に使用しようとする場合
 - （6）特定の個人等の売名に使用しようとする場合
 - （7）不当な利益を得ることを目的として使用すると認められる場合
 - （8）社会通念上許可することが不適切と認められる場合
 - （9）その他さつま町長が許可しないことが適切であると判断した場合
- （使用手続）

第3条 キャラクター等を使用しようとするもの（以下「届出者」という。）は，さつま町長にあらかじめキャラクター等使用届出書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

- （1）さつま町及び学校等がその業務の目的で使用する場合
- （2）国，地方公共団体及び公共的団体，地域等がその業務の目的で使用する場合
- （3）新聞，テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- （4）その他届出の手続きを必要としないとさつま町長が認めた場合

2 営利等を目的としてキャラクター等を使用するもの（以下「申請者」という。）は，前項の規定にかかわらず，さつま町長にあらかじめキャラクター等使用許可申請書（第2号様式）を提出し，その許可を受けなければならない。

3 さつま町長は，前項の申請があったときは，その内容が前条各号のいずれかに該当する場合は除き，キャラクター等の使用を許可するものとする。

4 さつま町長は，キャラクター等の使用を許可したときは，キャラクター等使用許可書（第3号様式）を，申請を許可することが不適切と認めるときは，キャラクター等使用不許可書（第4号様式）で申請者に通知する。

（許可内容の変更等）

第4条 前条第3項の規定によりキャラクター等の使用許可を受けたものが使用の許可内容を変更しようとするときは、キャラクター等使用変更許可申請書（第5号様式）をさつま町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 さつま町長は、前項の申請に基づき、許可することが適当と認めるときは、キャラクター使用変更許可書（第6号様式）を、申請を許可することが不適切と認めるときは、キャラクター等使用変更不許可書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用料）

第5条 使用料は、無料とする。

（使用期限）

第6条 キャラクター等の使用期限は、届出者の使用期間及び申請者の使用許可期間とする。ただし、更新を妨げない。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクター等を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。

（2）さつま町長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

（3）キャラクター等の使用に際し、さつま町長から貸し出された物件を期限までに返納すること。

（4）キャラクター等を使用した商品等については、さつま町長が定めた事項を使用対象物に明記し、使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかにさつま町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。

（5）キャラクター等を使用した商品等の販売実績を年度末にキャラクター等使用商品等販売状況（第8号様式）を提出すること。

2 さつま町長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、キャラクター等の使用について条件を付することができる。

（使用許可の取消し）

第8条 さつま町長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとし、許可の取消し理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

（1）第2条第1項各号のいずれかに該当、又は、第7条に違反していると認めるとき。

（2）偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 さつま町長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

5 さつま町長は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(キャラクター等に関する権利)

第9条 キャラクター等に関する一切の権利は、さつま町長に属する。

(権利設定の禁止)

第10条 意匠法(昭和34年法律第125号)第6条及び商標法(昭和34年法律127号)第5条に基づく権利設定は、これをしてはならない。

(損害賠償)

第10条 第8条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これによりさつま町長に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、さつま町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年12月1日から施行する。